

NEWS

発行：いややねん！住基ネット市民の会

連絡先：川西市萩原東1-275-3

TEL0727-58-7724 FAX 0727-58-7725

http://www.kitaue.com/~juki/ E-mail: web_master@kitaue.com

11月25日第7回弁論で平松教授の意見書を提出

いよいよ弁論も最終局面に

管野さんの意見陳述 「この国の将来を、監視国家にしないために・・・」

11月25日、第7回弁論が行われました。当日は、長野県の住基ネット「侵入実験」を指揮・監督した吉田柳太郎さん（ITセキュリティ・コンサルタント）が東京裁判で行った証言の調書と平松毅さん（現大東文化大学法化大学院教授）の意見書（別添）を書証として提出しました。また、加古川市の管野博さんが原告の立場からおよそ10分間、住基ネットの問題点について意見陳述（別添）を行ないました。

平松教授は、意見書の中で自己情報の保護について、ドイツの憲法判例を引用しつつ「誰が、何を、いつ、どの機会に自分について知ったのかということを知ることができない社会及びそれを可能とする法秩序は、（ドイツ）憲法が保障した自己情報決定権を奪うものだ」との考え方を紹介しています。この考え方には、プライバシーの権利の中に自己表現の範囲と内容を自ら決定する権利（自己表現権）を含ませ、その権利が個人の尊厳を確保するための前提条件であり、自己表現権を保護するためには自己情報決定権が保障されなければならないとい

うものです。

平松教授の意見書は、難解なプライバシー権について分かりやすい口調で述べられており、私たちにとっても理解しやすく、また、裁判に大きな力添えをしていただけるものです。全19ページの意見書ですので縮小印刷して同封します。是非、熟読ください。吉田柳太郎さんの証言調書は添付資料等を含めると150ページを超える膨大なものです。代わりに吉田柳太郎さんの著書を紹介しますので、セキュリティに関心のある方はそちらで。

七つ森書館刊

「住基ネット・セキュリティ入門」1500円

次回の弁論日程について

原告側が吉田柳太郎さんの証言調書を提出したことについて、国側代理人は、東京裁判との整合性を図るためか、次回までに反論を出したいと裁判所に申し出ました。原告側も吉田証言について補強の弁論をしたいと申し出たため、裁判所は年明けの一月十一日、今後の裁判の進め方について「進行協議」を行うことを決めました。今後の弁論の予定はその協議により決められることとなります。

前回弁論の頃から、裁判長は最終陳述を「期待」するような発言を繰り返しており、次回弁論をもって結審ということもあり得ます。裁判はいよいよ大詰めです。

次回弁論は三月頃と考えられます。弁論の期日が決まり次第、葉書等により連絡しますので、多数の参加をお願いします。

問題あり！住民基本台帳の閲覧制度 / 行政は住民の個人情報を売り渡すな！

年間二万人(川西市で)の個人情報が覗かれている

市町村の役所へ行くと、住民票記載事項のうち4情報(住所、氏名、性別、生年月日)のリストが町別に分冊化され、申請すれば誰でも閲覧できます。これは住民基本台帳法(第11条)に定められた「合法的」な仕組みなのです。この制度を利用して業者や行政・捜査機関が閲覧し、大量に住民の個人情報を書き写している事実があります。

住民基本台帳閲覧制度の実態調査を進める[NPO/情報公開クリアリングハウス](本部東京)の呼びかけに応えるため、訴訟団事務局長の北上さん(川西市議会議員)にお願いして川西市での大量閲覧の実態を調べてもらいました。その結果、下記のように民間業者、行政・捜査機関によって、昨年だけでも川西市で2万3千人分の個人情報が住民基本台帳から引き出されている事実が明らかになりました。

川西市での住民基本台帳閲覧の実態(2003年度)

教育図書・通信教育案内	9業者	16,306件
消費実態に関するアンケート	9業者	4,142件
会社案内DM発送	4業者	1,868件
世論調査	1業者	36件
視聴率・聴取率調査	1業者	405件
「私用」閲覧合計	24業者	22,757件
兵庫県 県民意識調査		191件
捜査機関照会		83件
「公用」閲覧合計		274件

注) 1件: 1人分の書き写し

住民の情報を「売って」、682万円の収入

川西市の人口が14万人ですから、なんと15.7%の住民の個人情報を「合法的」に外部へ流出させていることになります。加えて、1件(1人分)300円の手数料を申請者から取っていますから、業者による大量閲覧によって03年度1年間で682万余円の手数料収入を川西市は得ているのです。このことは、川西市に限らず全ての自治体で行われてい

ることで

ることで。毎日のように民間企業からの個人情報漏洩事件が報道されますが、住民基本台帳からの大量流出がはたして合法といえるのでしょうか。このような現状に対して、熊本市議会は今年8月、不特定多数の個人情報を集める商業目的の大量閲覧を拒否できる条例を可決しました。同条例は、ストーカー行為や配偶者暴力の加害者からの住民票請求を拒否する制度も新設しています。

大量閲覧は適正管理義務に違反

各市の個人情報保護条例は行政に対して「個人情報の適正管理」を義務づけています。現在の閲覧制度は、知らない間に住民の個人情報が、民間業者や行政・捜査機関によって引き出され、住民自身がコントロールできないところへ流出してしまうことを許すもので、明らかに個人情報の自己コントロール権を侵すものです。第三者の閲覧を認める住民基本台帳法でさえ、閲覧者に対しては「書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。」(第3条4項)とし、さらに「(市町村長は)不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる」(第11条3項)としています。

市町村長は、住民の個人情報の管理者として、住民の個人情報を適正に管理し、外部提供する際は、個人情報がどこでどのように管理・利用されるのか具体的に把握する責任があります。情報の転売や目的外利用等の危険が予想される場合、または、安全性が確認できない場合は、これを拒否すべきです。行政がそれを怠るなら、熊本市のように自治体レベルで条例化を求めて、個人情報が無制限に流出する今の制度を、住民の手で変えていくことが必要ではないでしょうか。

総務省が国際会議で講演を妨害

11月12日、東京で開催されていた情報セキュリティの国際セミナーで、吉田さんの指揮下で長野県の侵入実験を行なった一人であるイジョビ・ヌーアーさんの講演が総務省の圧力で中止させられるという事件が起きました。総務省は、国際セミナーの「後援団体」であることを理由に、主催団体に対して「講演の中止」か「報告内容の抜本的な変更」という二者択一を突きつけるという言論弾圧を行ったのです。住基ネットの情報漏洩の危険性が覆い隠そうとする総務省の卑劣なやり口は、逆に、住基ネットの危険性を自ら自己暴露するものです。

〔毎日新聞 11月13日〕

講演中止 後援の総務省が注文付け

長野県が昨年実施した住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の安全性を確認する侵入実験に参加した米国人技術者が、東京で12日に開かれた国際セミナーで講演しようとしたところ、後援した総務省が講演内容に注文を付け、急きょ中止になった。

セミナーには8カ国160人の技術者が参加した。講演する予定だった米国のセキュリティー・コンサルタント、イジョビ・ヌーアーさんは、長野県が03年9月～11月に3町村で行った実験に参加。自治体の庁内LAN（構内情報通信網）などを通じて、住基ネットのコミュニティーサーバー（CS）などに侵入、自由に操作できる状態になり、個

人情報を改ざんしたり、盗み見たりすることが可能との結果を得た。

総務省は事前にヌーアーさんの講演内容を確認し、「総務省が後援するセミナーの内容としては適切でない」（市町村課）と判断。庁内LANと住基ネットを混同させるような内容にしないシステムの具体的なぜい弱性の公表は控えてほしい、と要望した。ヌーアーさんと直前まで主催者を通じて協議したが折り合わなかった。

ヌーアーさんは「総務省の要望に配慮して講演するつもりだったのに、住基ネットについての考えを話す機会を奪われた」と反発している。総務省は「中止を求めたわけではない」と説明する。

長野県の実験結果については、「住基ネットの危険性は証明されていない」とする総務省と、「危険性が分かった」とする長野県とで評価が割れている。

注）ハッカーのほとんどは「クラッキング・キディー」と呼ばれる初心者（85%）である。「観光客」レベル（3%）、「学生」レベル（3%）とレベルが上がっていき、「破壊者」レベル（3%）や「犯罪のプロ」レベル（5%）にはFBIやCIAでもお手上げといわれている（「住基ネット・セキュリティー入門」）。吉田柳太郎さんは自称「観光客」レベル。その吉田さんは、講演が予定されていたイジョビ・ヌーアーさんについて「破壊者」レベルと東京訴訟で証言しています。

前回ニュース10号でお知らせした中間会計報告に一部間違いがありました。
お詫びして訂正します。（11月25日時点の中間報告は別紙で）

		8月3日以降の支出	
	誤	正	
上原事務所支払	113,400円	115,480円	ニュース No,10発送 11,280円
8月3日現在残高	65,319円	63,239円	第7回弁論集会会場費 900円
			第7回弁論集会カンパ 14,770円
			原告カンパ 3,000円

訴訟団会計中間報告(04年11月25日現在)

	収 入	支 出	摘 要
講演会参加費	25,000		03.2.22講演会
講師謝礼		20,000	2.22講演会 / 8.24集会
会場費		29,300	2.22講演会 / 8.24集会会場使用料
1次訴訟原告会費収入	66,000		
原告よりカンパ	63,000		04年5月末まで
サポータよりカンパ	15,000		04年5月末まで
03.8.24市民集会カンパ	37,230		
サポーター会費(31件)	71,000		カンパ1,000円含む
切手代		15,400	事務局通信費
葉書代		12,500	事務局通信費
郵送費		85,770	ニュース等郵送費
物品費		7,435	郵送用封筒等
1次訴訟費用繰入		9,600	訴訟費用不足分補填
1次訴訟予納郵券		20,820	
1次訴訟コピー代		20,000	
1次訴訟未収立替		11,000	未収 1件
印刷代		3,280	ニュース印刷
2次訴訟費用繰入		29,600	訴訟費用不足分補填
2次訴訟予納郵券		16,660	
2次訴訟未収立替		9,000	未収 1件
訴訟費用振込手数料		315	
1回弁論報告集会カンパ	40,200		
2回弁論報告集会カンパ	13,694		
3回弁論報告集会カンパ	23,300		
第3次訴訟費用繰入		3,420	訴訟費用不足分補填
第3次訴訟印紙代補填		69,000	訴訟費用値上げによる印紙代不足分
訴訟費用振込手数料		315	
4回弁論報告集会カンパ	17,300		
緊急カンパ(5/28~8/3)	171,570		41件 174,000-2430円(振込手数料)
上原事務所支払		115,480	04年6月までの訴訟事務経費等
7回弁論報告集会カンパ	14,770		
振込手数料合計		10,340	
合計	558,064	489,235	68,829